



**7月豪雨** = 7月14日からの豪雨により被災されたかた

**9月豪雨** = 9月の豪雨により被災されたかた

**7月豪雨**

**9月豪雨**

**申請が必要**

## 暖房機器や寝具を貸与します

被災された世帯に暖房機器(石油ファンヒーター・電気ストーブ)や寝具を貸与します。詳しくはお問い合わせください。

**対象**

原則「住民税非課税世帯」または「世帯の全員が65歳以上の世帯」

問い合わせ▶秋田市社会福祉協議会☎(862)7445

**7月豪雨**

**申請が必要**

## 災害援護資金貸付制度

▶令和7年7月31日(木)まで申請期限が延長されました。

償還期間は10年(据え置き期間3年を含む)。利率、申請方法など詳しくはお問い合わせください。

**対象**

住家・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯

**貸付限度額**

150万～350万円(被害の種類・程度、所得により変わります)

問い合わせ▶福祉総務課地域福祉推進室☎(888)5661

**7月豪雨**

**9月豪雨**

## 地域支え合いセンター



住宅・税・健康・支援制度など、被災されたかたのさまざまな相談に応じます。

**相談番号**

☎(862)7445(市社会福祉協議会内)

## 大雨被害健康相談センター

最近涙もろくなったり、眠れなくなったり、体のだるさなどで何もできなくなることはありませんか? 体やこころのことなど、お気軽にご相談ください

**相談番号**

☎(883)1178(保健予防課内)平日8:30～17:15

**申請が必要**

**7月豪雨**

## 7月豪雨の罹災証明書・被害証明書の申請期限は令和6年1月15日(月)まで

(災害発生から6か月)

まだ申請がお済みでないかたは、お早めに手続きをお願いします。

**申請窓口**

**罹災証明書**…市役所2階資産税課  
問▶資産税課☎(888)5480・5479

**被害証明書**…市役所3階防災安全対策課  
問▶防災安全対策課☎(888)5434

\* 郵送でも受け付けています。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

## 住まいに関する支援

**申請が必要**

**7月豪雨**

## 住宅の応急修理制度

9月豪雨で被害に遭われたかたはお問い合わせください

**対象**

住宅が準半壊以上の被害を受け、自らの資力では修理することが困難であるかた

**対象工事**

居室・台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急処置

**限度額**

半壊以上…70.6万円以内  
準半壊 …34.3万円以内

**申請窓口**▶都市総務課(市役所4階)

\* 修理費用を業者に支払い済みの場合は利用できませんのでご注意ください。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ▶都市総務課☎(888)5772

**7月豪雨**

**9月豪雨**

## 住宅修繕支援(市住宅リフォーム支援事業)

**対象**

居住する被災した住宅の復旧工事をするかた

**対象工事**

税込み20万円以上の工事

**補助額**

対象工事の10%(上限5万円)

問い合わせ▶住宅整備課☎(888)5770

\* 県の住宅リフォーム推進事業(災害復旧)も活用できます。詳しくは県地域振興局建築課☎(860)3491へ。

# 今冬の 除排雪方法



10cm以上の雪が降った場合は、幹線道路から生活道路(私道含む)まですべての除排雪対象路線を除雪します。

## ◆排雪について

今冬の排雪は、除雪と同時に行わず除雪作業終了後に基準に従って後日まとめて行います。

\*基準に該当しない場合は、要望しても対応できない場合があります。

### 排雪基準(例)

▶道路幅が4m以上の一般生活道路は、原則として、車が1台通るスペースと歩行者が歩くスペースの両方が確保できない場合に排雪します。

▶交差点などにある雪山は、原則として、ドライバーの視線や子どもの身長を考慮し、高さがおおむね1.2mを超えている場合に撤去します。

## ◆LINEの友だち登録を！

LINEの友だち登録により、毎日更新される除排雪の実施状況のほか、交通安全上支障がある雪山などをスマホのカメラで撮影し、市に情報提供することもできます。



公式LINE

【問い合わせ】

コールセンター ☎(888)9400  
(8:00~20:00)

1月6日(土)▶14日(日)

秋田県雪害事故防止週間

屋根の雪下ろしや除排雪作業中の事故防止に努めましょう。

# 市役所の 窓口

## 12/29(金)▶1/3(水) 通常業務はお休みします

【文中の「SC」はサービスセンターの略です】

年末年始のお休みが、一部異なる市の公共施設(スポーツ・文化・観光・子育て・生涯学習など)もあります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

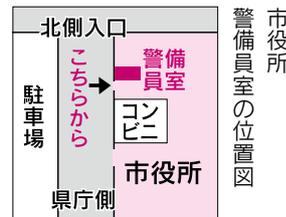


◆住民異動(転入・転居など)の届出、市税の納付などの市役所・市民SCなどの窓口もお休みとなります

◆マイナンバーカードを使った各種証明書のコンビニ交付は、12月29日(金)から1月3日(水)までは9:00~17:00に利用できます

◆戸籍の届出(婚姻・出生・死亡届など)は、休日も下記でお預かりします

施設名と受付時間	
市役所警備員室(右図)...	24時間
西部市民SC守衛室...	8:30~21:30
北部市民SC守衛室...	8:30~21:30
河辺市民SC守衛室...	8:30~17:15
雄和市民SC守衛室...	8:30~17:15



\*斎場は1/1(月)のみお休み。

ごみ収集などの休止 問い合わせ▶環境都市推進課 ☎(888)5709

◆家庭ごみ...12/30(土)▶1/3(水)

◆資源化物...12/29(金)▶1/3(水)

\*降雪期間、集積所周辺の除排雪にご協力ください。

\*休止期間、誤って集積所へごみを出さないようご注意ください。

1/8(月)「成人の日」は、家庭ごみと資源化物を平常通り収集します。収集日にあたっている地区のかたはお忘れなく。

◆総合環境センターへのごみの自己搬入...12/30(土)▶1/3(水)

◆粗大ごみ...12/29(金)▶1/3(水)→申し込みは休止期間を除く平日に専用電話へ。☎(839)2002(9:00~16:00)

\*年末年始もオンライン申し込みは利用できますが、受け付けからの申し込み完了のメール送付は1/4(木)以降になります。

▶オンラインでの申し込み→◆広報ID番号 1035706

◆し尿くみ取りの休止期間...12/29(金)▶1/4(木)

\*12/29(金)に営業している業者もあります。詳しくは、各地区担当業者へお問い合わせを。なお、くみ取り口の除排雪にご協力ください。

\*定額制料金によるくみ取り世帯で、人員数に変更があった場合は、速やかに各地区担当業者へご連絡ください。

◆使用済み小型家電回収ボックスの回収休止期間

図書館(明德館・土崎・新屋)・・・12/28(木)▶1/4(木)

その他の公共施設とスーパー(店舗)・・・12/29(金)▶1/3(水)